

改正案	現行
<p><b>別表第一</b></p> <p>第一号～第五号（略）</p> <p>第六号（第9条第1項第3号関係）</p> <div data-bbox="156 491 1075 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>70CDEFGHJK（Cは0、5及び6を除く。）</u>、<u>80CDEFGHJK（Cは0を除く。）</u>又は<u>90CDEFGHJK（Cは0を除く。）</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> </div> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第七号（第9条第1項第4号関係）</p> <div data-bbox="156 849 1075 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>70CDEFGHJK（Cは5及び6に限る。）</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> </div> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第八号～第十三号（略）</p>	<p><b>別表第一</b></p> <p>第一号～第五号（略）</p> <p>第六号（第9条第1項第3号関係）</p> <div data-bbox="1160 491 2078 644" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK（Cは0を除く。）</p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> </div> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第七号（第9条第1項第4号関係）</p> <div data-bbox="1160 849 2078 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>70CDEFGHJK（Cは0を除く。）</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> </div> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第八号～第十三号（略）</p>

改 正 案		現 行	
<b>別表第11（第25条関係）</b>		<b>別表第11（第25条関係）</b>	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	（略）	1～4（略）	（略）
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	<u>70CDEFGHJK</u> 、 <u>80CD</u> <u>EFGHJK</u> 又は <u>90CDEF</u> <u>GHJK</u>	5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	80CDEFGHJK又は90C DEFGHJK
6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK	6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK
7～11（略）	（略）	7～11（略）	（略）
注1～2（略）		注1～2（略）	

改正案

現行

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告  
利用数

年 月 日現在

サービスの種類 FMCサービス

事業者名 \_\_\_\_\_

電気通信番号の種別	FMCサービスに係る利用数

注1 電気通信番号の種別の欄は、「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）、「060」又は「050」を記載すること。

2・3 （略）

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告  
利用数

年 月 日現在

サービスの種類 FMCサービス

事業者名 \_\_\_\_\_

電気通信番号の種別	FMCサービスに係る利用数

注1 電気通信番号の種別の欄は、「080/090」、「070」、「060」又は「050」を記載すること。

2・3 （略）

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（OAB～J番号以外）					
年3月31日現在					
事業者名					
電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1（略）

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）、「020」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「OABO」を記載すること。

3～8（略）

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（OAB～J番号以外）					
年3月31日現在					
事業者名					
電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1（略）

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「080/090」、「070」、「020」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「OABO」を記載すること。

3～8（略）

様式第29（第9条関係）

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 末現在				
事業者名 _____				
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)
		(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	
1～4 (略)	(略)			
5 電気通信番号規則第9条第1項第	70、80又は90からは90から始まる電気通信番号			

様式第29（第9条関係）

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 末現在				
事業者名 _____				
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)
		(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	
1～4 (略)	(略)			
5 電気通信番号規則第9条第1項第	80又は90から始まる電気通信番号			

3号の電気通信番号	号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	70から始まる電気通信番号				
7～11 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

3号の電気通信番号					
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	70から始まる電気通信番号				
7～11 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

改正案	現行
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。                      需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号<sup>注1</sup></p> <p>(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率                      需要の増加見込み = 直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数 ÷ 3ヶ月 × 13ヶ月 × 増加係数                      増加係数<sup>注2</sup> = (前月の加入者と契約している番号の数 - 前々月の加入者と契約している番号の数) ÷ (前々月の加入者と契約している番号の数 - 3ヶ月前の加入者と契約している番号の数)  <u>使用率 = 0.85</u></p> <p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 × 10万) ÷ 10万</p> <p>注1・2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。                      需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号<sup>注1</sup></p> <p>(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率                      需要の増加見込み = 直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数 ÷ 3ヶ月 × 13ヶ月 × 増加係数                      増加係数<sup>注2</sup> = (前月の加入者と契約している番号の数 - 前々月の加入者と契約している番号の数) ÷ (前々月の加入者と契約している番号の数 - 3ヶ月前の加入者と契約している番号の数)  <u>使用率 = 0.9</u></p> <p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 × 10万) ÷ 10万</p> <p>注1・2 （略）</p> <p>3 （略）</p>